

福岡県公報

令和3年4月2日
第188号

目次

告示 (第428号 - 第438号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 救急病院でなくなった病院 (医療指導課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 道路の占用の制限 (道路維持課) 3
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 鳥獣捕獲等事業の認定 (農山漁村振興課) 5

公告

- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂防課) 5
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (税務課) 5
- 意見募集の結果の公示 (市町村支援課) 5
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) 5
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) 6
- 再開発事業の事業計画及び定款の変更 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6

教育委員会

- 技能教育のための施設の廃止 (教育庁高校教育課) 7

- 技能教育のための施設の指定解除 (教育庁高校教育課) 7

公安委員会

- 少年指導委員の委嘱について (警察本部少年課) 7
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 10
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 11
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 11

- 年少射撃資格の認定のための講習会 (年少射撃資格講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 12

雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表 (廃棄物対策課) 13
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表 (廃棄物対策課) 13

再掲

- 知事の職務代理 (人事課) 13
- 副知事の担当区分 (人事課) 14

告示

福岡県告示第428号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例 (昭和39年福岡県条例第48号) 第3条第2項の規定により告示する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
157	久留米市合川町1642-1 福岡県北筑後保健福祉環境事務所久留米分庁舎内 久留米市食品衛生協会 会長 永渕俊毅	久留米市合川町1642-1 福岡県北筑後保健福祉環境事務所久留米分庁舎内	令和3年3月31日
		久留米市合川町1642-1 福岡県パスポートセンター久留米支所内	

福岡県告示第429号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字中元寺字中ノ川内西152の19から152の21まで

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第430号

次に掲げる病院は、令和3年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

病院の名称	所在地
南大牟田病院	大牟田市臼井町23-1
東和病院	北九州市小倉南区守恒本町1-3-1
中間市立病院	中間市蓮花寺3-1-7

福岡県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

京 築 県 道	行 橋 線 添 田	前	行橋市門樋町2545番先から 行橋市門樋町2552番1先まで	14.1 ～ 15.0	75.4
		後	行橋市門樋町2545番先から 行橋市門樋町2552番1先まで	10.1 ～ 11.0	75.4

福岡県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年4月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	行 橋 線 添 田	行橋市門樋町2545番先から 行橋市門樋町2552番1先まで

福岡県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	占 用 を 制 限 す る 区 域
直 方	一般国道	200号	直方市新町一丁目474番2先から 直方市新町二丁目5054番5先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年4月16日

福岡県告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
宰居116	のぞみ歯科大佐野	太宰府市大字大佐野5-17-1	R3・2・1	居管・予居管

春居146	白水ヶ丘薬局	春日市白水ヶ丘四丁目70番	R3・3・1	居管・予居管
筑紫居138	ハート薬局	筑紫野市原田八丁目4番地1	R3・2・1	居管・予居管
嘉麻居131	ひかり調剤薬局	嘉麻市鴨生94-29	R3・1・7	居管・予居管
み居81	小規模多機能型居宅介護事業所 はる風	みやま市山川町尾野1223番地5	R2・12・1	小居・予小居
み居80	小規模多機能 結いの実	みやま市山川町尾野1893番地	R2・12・1	小居・予小居

福岡県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
宰介歯53	のぞみ歯科大佐野	太宰府市大字大佐野五丁目17-1	R3・1・31
筑紫介薬46	ハート薬局	筑紫野市原田八丁目4-1	R3・1・31

福岡県告示第436号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第

4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
嘉麻支20	嘉麻市地域包括支援センター	嘉麻市上山田392	嘉麻市岩崎1180番地1	R2・4・1
南介薬54	すこやか調剤薬局	三潞郡大木町大字福土111-1	三潞郡大木町大字福土115-2	H29・11・1
田支55	ケアプラン菜の花	田川市桜町1038-3	田川郡川崎町大字池尻531-1 K・Iビル2-A	R2・4・1
柳居37	わたなべ内科クリニックデイケアセンター	柳川市矢加部218	柳川市立石890番地	R3・2・22

福岡県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年4月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	大久保行橋線	行橋市大字前田506番1先から 行橋市大字下稗田509番1先まで

福岡県告示第438号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定に基づき、令和3年3月8日付けで鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

事業者の名称	住 所	代表者の氏名
A L S O K 福岡株式会社	福岡市博多区博多駅東二丁目5-19	各務 政明

公 告

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 谷1丁目	山口県下関市竹崎町四丁目1番22号 株式会社エストラスト 代表取締役 笹原友也

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県証紙代金収納計器取扱規則（昭和46年福岡県規則第34号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 意見を募集しなかった理由

予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法を規則で定めるものであり、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第3号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和3年4月1日

公告

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部改正案について、令和2年12月18日から令和3年1月18日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年3月30日に公布しました。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

問合せ先

企画・地域振興部市町村支援課企画調整係

電話：092-643-3072

メールアドレス：juki@pref.fukuoka.lg.jp

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により

公示する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

1 測量の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県全域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

1 測量の種類

基本測量（国土広域情報 修正）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県全域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再

開発事業の事業計画及び定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

1 組合の名称

J R 久留米駅前第二街区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成30年11月から令和7年11月まで

3 施行地区

久留米市城南町の一部

4 事務所の所在地

久留米市中央町37番20号

5 設立認可の年月日

平成30年11月21日

6 定款の変更の内容

この組合の事務所は、久留米市中央町37番20号に置く。

7 変更の認可の年月日

令和3年3月23日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月2日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡水巻町吉田西三丁目1829番1、1830番1、1831番1、1832番1、1833番1、1833番8から1883番10まで、1836番1から1836番7まで、5110番2及び5110番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市一ツ木1148番地の1
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森 竜馬

教育委員会

福岡県教育委員会告示第5号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として指定した次の施設から、廃止の届出があったので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第2項の規定により次のように告示する。

令和3年4月2日

福岡県教育委員会

名称	C & S 音楽学院
所在地	福岡市中央区大手門二丁目9番24号
廃止年月日	令和3年3月31日

福岡県教育委員会告示第6号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の指定を令和3年3月31日付けで解除したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により次のように告示する。

令和3年4月2日

福岡県教育委員会

名称	所在地
北海道芸術高等学院（福岡）	福岡市博多区博多駅前三丁目11番10号
KTCおおぞら高等学院 福岡キャンパス	福岡市博多区博多駅東2-8-25

KTCおおぞら高等学院
小倉キャンパス

北九州市小倉北区浅野1-1新幹線小倉駅1階

公安委員会

福岡県公安委員会告示第60号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を令和3年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

令和3年4月2日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
甲 斐 幸 夫	092 - 734 - 0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
内 林 美恵子		
森 田 洋 子		
井 上 道 人		
福 田 眞 也		
後 藤 和 範		
半 田 佐由里		
堀 内 理恵子		
野 上 幸 司		
浅 野 薫		
中 村 康 三		
貞 閑 秀 男		
橋 本 博 子		

井上 耕 治	092 - 412 - 0110 博多警察署 (少年係)	博多警察署の管轄区域	重松 悦 子	092 - 542 - 0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域
田中 幸 義			鶴田 満 徳		
久富 康 彦			西 正 道		
砥 綿 ひろ子			古賀 景 子		
片岡 良 二			羽賀 美 佳		
和田 和 子			平木 幸 子		
迫野 譲 二			鶴田 敏 夫		
長 隆 行	092 - 643 - 0110 東警察署 (少年係)	東警察署の管轄区域	大嶋 俊 平	0940 - 36 - 0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域
井手 英 一			高田 晃	0946 - 22 - 0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域
早川 哲 也			村岡 隆 裕		
水野 井津子			中原 茂 利	092 - 580 - 0110 春日警察署 (少年係)	春日警察署の管轄区域
萩尾 武 士			宮嶋 文 洋		
松田 伸 一			藤井 隆 夫		
光吉 勉			安部田 博 也		
吉村 雄 二	092 - 847 - 0110 早良警察署 (少年係)	早良警察署の管轄区域	川尻 清 介	092 - 929 - 0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域
小金丸 勇 二			井上 和 秀		
緒方 健 二			白石 卓 也	092 - 939 - 0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
杠 洋 一			岡部 繁 次		
柳田 豊	092 - 805 - 6110 西警察署 (少年係)	西警察署の管轄区域	森 實 二 夫	093 - 771 - 0110 若松警察署 (少年係)	若松警察署の管轄区域
富山 孝 昭			長澤 尊 房		
湯浅 尊 臣			秋葉 祐三子		
上村 経 裕			多田 政 博		
森田 美佐子			村島 永 俊		

片岡功一	093 - 861 - 0110 戸畑警察署 (少年係)	戸畑警察署の管轄区域
塚本昌俊		
廣木美		
山内富士子		
吉田薫	093 - 691 - 0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域
二村勉		
小川順一		
出利葉義孝		
宮地久男	093 - 662 - 0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域
石井政春		
田中慎一		
高石福男		
吉野裕晴	093 - 583 - 0110 小倉北警察署 (少年係)	小倉北警察署の管轄区域
岡聡子		
角園茂		
新井節代		
木下正樹		
大森美世子		
魚住大介		
安井伊津雄		
丸山智明	093 - 321 - 0110 門司警察署 (少年係)	門司警察署の管轄区域
門田正信		
西村健一		

山田耕治	093 - 923 - 0110 小倉南警察署 (少年係)	小倉南警察署の管轄区域
西賢治		
萩原正悦		
矢野了		
濱田俊史	093 - 645 - 0110 八幡西警察署 (少年係)	八幡西警察署の管轄区域
長畑敏行		
向井浩義		
吉田美佐夫		
八尋美穂	0930 - 24 - 5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
長田紀俊		
野口亀人		
松井千恵美		
中村政弘	0949 - 22 - 0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
國永芳秀		
原義和		
増田和政		
谷中浩二	0948 - 21 - 0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域
薦野千恵美		
野上忠良		
前川信行		
土居誠	0948 - 21 - 0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域
本田昭三		
尾崎龍司		

児玉光孝	0948 - 57 - 0110 嘉麻警察署 (少年係)	嘉麻警察署の管轄区域
梶原徳幸		
嶋田尋美		
入船清	0947 - 42 - 0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域
田丸米藏		
徳野康博		
池田昇		
元永正次		
石原尚典		
佐中宗孝		
角正司		
八尋義文		
服部昌子		
田中幹雄	0942 - 38 - 0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
古賀久実雄		
大谷哲也		
熊丸雅裕		
前岡義人		
野瀬利宗	0943 - 22 - 5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域
入江兼也		
宮園勝典		
中島久幸	0944 - 74 - 0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
森田好孝		

木下一徳	0944 - 43 - 0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域
坂梨博行		
山口義輝		
末藤勝士		
泉英明		
田中一枝		
斉藤敏博		
武田和美		

福岡県公安委員会告示第63号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年4月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和3年5月27日（木） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第64号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年4月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署

令和3年5月11日（火） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
令和3年5月19日（水） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
令和3年5月21日（金） 午後1時30分～午後4時30分	田川郡添田町大字庄1074番地の2 添田警部交番 会議室	田川警察署
令和3年5月26日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第65号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和3年4月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年6月3日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和3年6月10日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
令和3年6月17日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年6月3日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第66号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

令和3年4月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
令和3年5月5日（水）午前10時00分から午後5時00分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、4月28日（水）までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

雑 報

福岡県環境審議会公告

福岡県災害廃棄物処理計画の改定に係る答申案について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、令和3年3月2日から令和3年3月15日までの間、御意見を募集した結果、御意見の提出はありませんでした。

同要綱第8条第1項のとおり、知事への答申の要旨を次のとおり公表します。

令和3年4月2日

福岡県環境審議会会長 浅野直人

- 意見募集の対象
福岡県災害廃棄物処理計画（改定版）に係る答申案
- 意見募集の期間
令和3年3月2日から令和3年3月15日まで
- 知事への答申の要旨
令和3年3月22日に原案のとおり答申
なお、知事への答申全文については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）を御覧ください。

福岡県環境審議会公告

福岡県廃棄物処理計画に係る答申案について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、令和3年3月2日から令和3年3月15日までの間、御意見を募集した結果、1件の御意見の提出がありました。

同要綱第8条第1項のとおり、御意見の要旨及び知事への答申の要旨を次のとおり公表します。

令和3年4月2日

福岡県環境審議会会長 浅野直人

- 意見募集の対象
福岡県廃棄物処理計画に係る答申案
- 意見募集の期間
令和3年3月2日から令和3年3月15日まで
- 意見の要旨

	意見の要旨
1	<ul style="list-style-type: none">・1頁に記載されている図表1-1について、食品ロス削減推進計画や海岸漂着物対策地域計画などの記載も必要ではないか。・9頁に記載されている浄化槽人口の説明について、コミュニティ・プラント利用者のほか、農業・漁業集落排水施設の利用者も含まれるのではないか。・44頁に記載されている「世帯消費動向の減衰」について、「世帯消費動向の変化」が表現として適当ではないか。

- 知事への答申の要旨
意見を踏まえ必要な修正をした後、令和3年3月22日に答申
なお、知事への答申全文については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）を御覧ください。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第365号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき、令和3年3月25日から次の知事が就任するまでの間、知事の職務は、福岡県副知事大曲昭恵が代理する。

令和3年3月24日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第365号の3

副知事の担当区分を次のように定め、この告示の日から施行する。

副知事の担当区分（平成29年3月福岡県告示第287号の2）は、廃止する。

令和3年3月25日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 大曲 昭恵

1 副知事大曲昭恵の担当する事項

- (1) 知事部局のうち、秘書室、総務部（防災危機管理局を除く。）、人づくり・県民生活部（私学振興・青少年育成局を除く。）、保健医療介護部、福祉労働部、商工部、農林水産部及び会計管理局に関する事項
- (2) 人事委員会に関する事項
- (3) 監査委員に関する事項
- (4) 公安委員会に関する事項
- (5) 労働委員会に関する事項
- (6) 海区漁業調整委員会に関する事項
- (7) 内水面漁場管理委員会に関する事項

2 副知事江口勝の担当する事項

- (1) 知事部局のうち、総務部防災危機管理局、企画・地域振興部、人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局、環境部、県土整備部及び建築都市部に関する事項
- (2) 企業局に関する事項
- (3) 教育委員会に関する事項
- (4) 選挙管理委員会に関する事項
- (5) 収用委員会に関する事項